

令和3年度 社会福祉法人及び社会福祉施設等指導監査結果の概要

区分	対象施設数	監査実施数	文書指摘件数	口頭指摘件数	指摘事業所数	うち文書指摘事業所数
社会福祉法人	157	7	28	13	6	6
社会福祉施設	340	31	0	28	15	0
救護施設	1	0	0	0	0	0
児童福祉施設(※1)	255	31	0	28	15	0
老人福祉施設(※2)	75	0	0	0	0	0
障害者支援施設	9	0	0	0	0	0
地域密着型介護事業者(※3)	286	14	6	11	10	5
介護老人保健施設	38	0	0	0	0	0
介護医療院	3	0	0	0	0	0
認可外保育施設	42	25	8	16	16	6
介護保険事業者(居宅サービス)	1,074	6	1	26	4	1
有料老人ホーム	68	0	0	0	0	0
指定障害福祉サービス事業者	746	66	25	196	43	14
合計	2,754	149	68	290	94	32

※1 母子生活支援施設、乳児院、児童養護施設、保育所、認定こども園、児童発達支援センター

※2 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム

※3 地域密着特養含む

令和3年度 社会福祉施設等指導監査実績（文書指摘詳細）

種 別	文書指摘件数 (A)	分 類	主な文書指摘内容	口頭指摘件数 (B)	指摘件数合計 (A+B)
社会福祉法人	28	法人会計	計算書類の整合性について、資金収支計算書の予算欄の額と、理事会で承認された最終修正予算の額に不一致がありましたので、平成29年4月27日社援発0427第1号（最終改訂令和2年9月11日）社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について（指導監査ガイドライン）に基づき、今後は適切に作成してください。	13	41
		法人運営	評議員会及び理事会の招集通知から開催までの期間が1週間（中7日）ありませんでした。社援発第0427第1号（最終改訂：令和2年9月11日）厚生労働省通知「指導監査ガイドライン」に基づき、評議員会及び理事会の開催日は招集通知発出日から1週間以上（中7日以上）の間隔を確保してください。		
		法人運営	監事の理事会への出席について、2回連続して欠席している監事がいました。社会福祉法第45条の18第3項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第101条に基づき、監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べてください。また、日程調整の見直し等、役員の欠席が連続しないように配慮してください。なお、自然災害や本人の体調不良による場合はその理由を記録に残してください。		
救護施設	0		令和3年度監査実施なし（当初計画無し）	0	0
母子生活支援施設	0		文書指摘なし	0	0
児童養護施設	0		令和3年度監査実施なし（当初計画無し）	0	0
保育所	0	運営	公立は文書指摘無し 私立は令和3年度監査実施なし（コロナウィルスの影響により中止）	28	28
		人員	公立は文書指摘無し 私立は令和3年度監査実施なし（コロナウィルスの影響により中止）		
こども園	0	人員（私立）	令和3年度監査実施なし（コロナウィルスの影響により中止）	0	0
障がい者支援施設	0		令和3年度監査実施なし（コロナウィルスの影響により中止）	0	0
児童発達支援センター	0		令和3年度監査実施なし（コロナウィルスの影響により中止）	0	0
養護老人ホーム	0		令和3年度監査実施なし（コロナウィルスの影響により中止）	0	0
軽費老人ホーム	0		令和3年度監査実施なし（コロナウィルスの影響により中止）	0	0
特別養護老人ホーム	0		令和3年度監査実施なし（コロナウィルスの影響により中止）	0	0
地域密着型サービス事業（ミニ特含む）	6		介護従事者の日中の時間帯の配置（常勤換算で、通いサービスは利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上、訪問サービスは1以上）について、基準を満たさない日がありました。新潟市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例第83条に基づき適切な人員を配置してください。また、過去の人員配置について再度確認し、減算適用を行う必要がある月があれば、過誤調整を行ってください。	11	17
介護老人保健施設	0		令和3年度監査実施なし（コロナウィルスの影響により中止）	0	0
介護医療院	0		令和3年度監査実施なし（コロナウィルスの影響により中止）	0	0
認可外保育施設	8	人員	主たる開所時間内における人員配置が最低基準を満たしていません。「認可外保育施設に対する指導監督の実施について（別添）認可外保育施設指導監督基準第1の1(1)」に基づき、主たる開所時間の保育従事者は、常に2人以上配置してください。もしくは、実情に沿った定員数での届出を検討してください。	16	24
		運営	食物アレルギーの児童が在籍していますが、生活管理指導表が受理されていませんでした。認可外保育施設指導監督基準 第6給食 第7健康管理・安全確保 に定められた対応を実施してください。なお、独自マニュアルを作成していますが、新潟市発行の食物アレルギー対応マニュアルに準拠することとし、様式4は様式の変更を行わないでください。		
居宅サービス	1	報酬	実施状況の把握（モニタリング）について、ショートステイ先でモニタリングを行っている事例がありました。新潟市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の第15条に基づき、月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者・家族に面接を行わない場合は、運営基準減算の対象となります。事例は、運営基準減算の対象外となる「特段の事情」に該当するとのことですが、他の同様の利用者を確認し、「特段の事情」がある場合は、その具体的な内容が記録として残っているかを確認してください。「特段の事情」に該当していないにも関わらず、居宅にて面接していない場合、運営基準減算とし、過誤調整を行ってください。	26	27
有料老人ホーム	0	運営	令和3年度監査実施なし（コロナウィルスの影響により中止）	0	0

種 別	文書指摘件数 (A)	分 類	主な文書指摘内容	口頭指摘件数 (B)	指摘件数合計 (A+B)
指定障害福祉サービス	25	運営	個別支援計画の作成が遅れた状態で支援を開始しているケースがありました。個別支援計画が作成されずに給付費を請求した利用児については、個別支援計画未作成減算を適用した請求金額に過誤調整を行ってください。	196	221
		報酬	帰宅時支援加算は、共同生活援助計画に基づき支援を行った場合に算定が可能となっていますが、共同生活援助計画に記載がありませんでした。「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表第15の4」及び同基準の留意事項通知第二の3(8)の⑩共同生活援助計画を修正するとともに、要件を満たしていない期間に算定したものについては過誤調整を行ってください。		
合 計	68			290	358